



長崎県公報

目 次

◎ 労働委員会規則

○長崎県労働委員会事務局組織規則の一部改正

所管課（室）名

労働委員会事務局

◎ 労働委員会訓令

○長崎県労働委員会事務局決裁規程の一部改正

労働委員会事務局

労働委員会規則

長崎県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県労働委員会 会長 國弘 達夫

長崎県労働委員会規則第1号

長崎県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

長崎県労働委員会事務局組織規則（昭和48年長崎県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（事務局長等） 第4条 略 2 略 3 前2項に定める職のほか、組織上の職として参事監、参事、副参事、<u>主査又は主任主事</u>を置くことができる。	（係及び班） 第4条 調整審査課に、次の係及び班を置く。 (1) 総務係 (2) 調整審査班 2 係及び班の分掌事務は、課長が定める。 （事務局長等） 第5条 略 2 略 3 前2項に定める職のほか、組織上の職として参事監、参事、副参事<u>又は主査</u>を置くことができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

労働委員会訓令

長崎県労働委員会訓令第1号

長崎県労働委員会事務局

長崎県労働委員会事務局決裁規程（昭和48年長崎県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

長崎県労働委員会 会長 國弘 達夫

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 代決 決裁を<u>行う</u>者が不在のときは、他の者が当該決裁を<u>行う</u>者に代って決裁することをいう。 (決裁の制限) 第3条 この規程により決裁を<u>行う</u>ことができることとされた事務であっても、次の各号のいずれかに該当するものについては、上司の指示を受けなければならない。 (1)～(5) 略 (代決の制限) 第4条 この規程により代決を<u>行う</u>ことができるとされた者であっても、当該事案が重要又は異例に属する事項であるときは、代決することができない。ただし、急を要する事項及びあらかじめ処理の方針を指示された事項については、この限りでない。 (不在代決) 第7条 略 2 課長等の代決については、<u>長崎県決裁規程第18条の規定を準用する。</u>	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 代決 決裁を<u>行なう</u>者が不在のときは、他の者が当該決裁を<u>行なう</u>者に代って決裁することをいう。 (決裁の制限) 第3条 この規程により決裁を<u>行なう</u>ことができることとされた事務であっても、次の各号の<u>一</u>に該当するものについては、上司の指示を受けなければならない。 (1)～(5) 略 (代決の制限) 第4条 この規程により代決を<u>行なう</u>ことができるとされた者であっても、当該事案が重要又は異例に属する事項であるときは、代決することができない。ただし、急を要する事項及びあらかじめ処理の方針を指示された事項については、この限りでない。 (不在代決) 第7条 略 2 課長等が不在のときは、<u>総括課長補佐がその事務を代決することができる。</u>

附 則
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一
二一四

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺ク
田ク
宏
リ
ン
弥ト